

平成24年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年12月7日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (1名)

8番 小野隆雄

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也

教委総務課長 西川 肇 生涯学習課長 佃 田 眞 規
上下水道部長 谷口 裕 司 下水道課長 上 田 俊 雄

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前 9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

なお、小野議員から、欠席の通告を受けています。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続き一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） おはようございます。これから一般質問を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、最初の質問は、第4次斑鳩町行政改革大綱策定の進捗状況についてです。

当町は、平成14年12月に策定した前大綱である第3次斑鳩町行政改革大綱が平成22年をもって終了しました。そうしたことから、現在、斑鳩町行政改革推進委員会において第4次斑鳩町行政改革大綱の策定を進められていますが、まず、前大綱である第3次斑鳩町行政改革大綱の取り組みについてはどのように評価されているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 第3次行政改革大綱の評価ということでございます。

本町におきましては、昭和60年の国の指針、地方行政改革方針に基づき、昭和61年に斑鳩町行政改革大綱を策定し、その後、第2次、第3次と二度にわたり行政改革大綱を策定してきました。そして、これら大綱に定められました体系に基づき、改革の具体的な取り組み事項を定めた行政改革実施計画を策定し、全庁的に行政改革に取り組むことにより経費の削減、組織・機構の見直し、職員数の適正化などに対して成果を挙げてきたところであります。

第3次斑鳩町行政改革大綱につきましては、平成15年度から平成22年度までの8年間を取り組み期間とし、行政経営型システムへの転換をその改革の視点に取り組んだところであります。具体的には、第3次斑鳩町行政改革大綱に基づき、8つの柱と168項目の改革の施策を設定した第3次斑鳩町行政改革実施計画を策定し、大綱の期間であります平成15年から平成22年の8年間の前期と後期の2期に分け、行政改革に取り組みました。

その結果、経常収支比率や職員数等の数値目標をおおむね達成し、実施計画につきましても、ほぼ計画どおりに達成したところであります。また、これらの取り組みによります費用削減等の効果額は約6億5,400万円となっているところでございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） それでは、根本となる行政改革の必要性とその取り組みにあたっての視点について、町としてどのようにとらえられているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 第4次斑鳩町行政改革大綱の策定につきましては、質問者もおっしゃいましたように、斑鳩町行政改革推進委員会に諮問し、現在、答申に向けてその策定を進められているところでございます。その中でのご意見といたしましては、本町をはじめ、我が国において進展している少子高齢化社会、今後、到来することが予想される人口減少社会、世界同時不況の影響により不透明感を増す日本経済など、本町はかつて経験したことのない厳しい社会経済状況におかれていること。またこのような状況の中においても住民に最も身近な基礎自治体として、本町は住民の生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的・効率的に展開しなければならないこと。またそのためには住民と行政の創意工夫を生かし、地域の実情を踏まえたまちづくり活動が継続的に展開されるよう、その担い手として活躍の場を広げる住民が、行政と協働し、今まで以上に、より主体的に活動することが重要となること。また行政も、住民ニーズを的確にとらえながら、優先的・重点的に提供をすべき行政サービスを選びすぎず、持ち得る経営資源を集中的に投入することが求められていること。さらには、住民の生命と財産を守ることは、行政の最も基本的な使命であり、災害や犯罪などの対策は、行政が取り組むべき重要な課題となっているため、これまで培ってきた改革を進めるための基礎的な枠組みを生かし、住民と行政の協働のまちづくりを目指すとともに、提供するサービスとサービス提供にかかる費用のあり方や受益者負担の原則により行政サービスを原点から見直すということなど、新たな視点を加えた、さらなる改革に着手する必要があること。また、第3次斑鳩町行政改革大綱で実施した改革項目のうち、今後も継続して取り組むべき必要性のあるものがあることや、社会環境の変化にともない新たな大綱の策定が必要となっていることから、改めて、今後の行政改革の筋道を明確に示し、さらなる改革を進めていくため、第4次斑鳩町行政改革大綱を策定しなければならないとの認識のもと、その審議を進められてきております。

その視点といたしましては、住民本位・住民満足の視点に立ったサービスと、これを継続的に提供できる効率的な行政システムの構築を進めるために、住民との連携と協働、2つには行政資源の最適配分、3つには安定性と持続可能性の確保、また4つには権限移譲への対応、5つには受益と負担、この5つの視点から行政改革に取り組むべきものとされているところであります。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今、回答された行政改革の必要性や視点を踏まえて、第4次斑鳩町行政改革においてはどのような方針で取り組まれようとしているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 現在、斑鳩町行政改革推進委員会で大綱の策定を進めていただいているところではありますが、ご審議をいただいている中で行政を取り巻く環境が急速に変化する中で、今後、ますます増加する新たな行政課題や住民ニーズに対応するとともに、これまで築き上げてきた行政サービスの水準を将来的にも維持し、「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現を図るためには、さらなる行財政運営の改革が必要になっていること。

また、住民のライフスタイルが複雑化・多様化する中で、行政サービスも画一的なものではなく、どれだけ住民のニーズを反映したものになっているのかが重要となり、提供された行政サービスによって、住民の満足度がどの程度向上したのかが成果として求められるようになってきていること。また、コスト削減、人員削減、無駄の削減などを主眼とした、これまでの量的な行政改革は、行政運営のスリム化に一定の成果を上げており、継続していく必要がありますが、今後は、限られた経営資源の中で、プラン、ドゥー、チェック、アクションといわれる、いわゆるPDCAサイクルのさらなる実施による事業の総点検などにより、迅速性、的確性、効率性、実効性を追求し、住民の満足度の高い行政サービスを提供できる質的な行政改革もあわせて行う行財政運営への転換が必要であるということとされており、これらの環境の認識のもと、斑鳩町行政改革推進委員会では、効果的な経営型行政運営を推進する行政経営の改革、より満足度が高く質の高いサービスの提供を推進する行政サービスの改革、行政サービスを支える財政の改革を推進する行財政の改革を改革の柱に、第4次斑鳩町行政改革大綱の方針としてとりまとめられたところでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） いろいろなことを踏まえた上で、第4次斑鳩町行政改革大綱策定にかかわる今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今後のスケジュールでございますが、第4次斑鳩町行政改革大綱の策定にあたりましては、本年2月6日、平成24年2月6日に斑鳩町行政改革推進委員会に諮問をさせていただき、これまでに5回の委員会を開催してご審議をお願いしてきたところであります。

また、住民の皆様から広く意見を聞くために、9月18日から10月5日までの間、第4

次斑鳩町行政改革大綱案を、斑鳩町役場企画財政課窓口、また中央公民館、西公民館、東公民館、そして斑鳩町ホームページにお示しをし、意見募集を行い、これらの意見を踏まえて審議を行っていただいております。

今後のスケジュールにつきましては、今月18日に開催予定の委員会において、第4次行政改革大綱の答申をいただく予定となっております。その答申を踏まえまして、具体的な取り組みを定める実施計画の策定を今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 実施計画においては、今後の課題として行政経営の改革を進めていただき、少子高齢化社会に対応できる行政として高齢者の社会参加の支援、行政運営の透明性及び危機管理体制の強化等をしっかり考慮しながらよりよいものにしていただくように、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

教育委員会についてです。住民の方々から、教育委員会とはどのような組織でどのようなことを議論されているのかという話をよく耳にいたします。

そこで、教育委員会の役割とはどのようなものなのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 教育委員会の役割についてのご質問でございます。

まず、法的根拠から申しあげますと、教育委員会は地方自治法第180条の5及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定により設置をされているところでございます。教育委員会は、地方公共団体の執行機関の一つでありまして、その職務権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定されております。そこでは、教育、文化、スポーツ等に関する事務の処理をすることになってございます。具体的に申しますと、教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の設置・管理及び廃止に関することや、教育財産の管理に関することなど、社会教育では公民館の事業その他生涯学習に関すること、そして学術及び文化財の保護に関することなどの事務の処理をしているところであります。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第3条から第5条等で定めるところによりまして、町長が町議会の同意を得て任命する5人の教育委員で構成をされておられまして、任期は4年となっております。原則として毎年1人ずつが交代し、教育委員の交代時期が重ならないようになっております。最近におきますと、9月の議会で教育委員1名のご同意をいただきまして、10月8日付でご就任をいただいているところでございます。

なお、教育委員の報酬でございますが、月額2万6,200円、その委員長につきましては、月額3万3,600円となっております。

教育委員会は、委員の互選により選任されました教育委員長が代表を務めます。そして、各教育委員の合議により、大所高所から基本方針等を決定し、その方針を受けまして教育行政の専門家としての教育長が教育委員会の指揮・監督のもとに事務局を統括して事務事業を執行する仕組みとなっております。教育委員会は、教育行政や学校運営が、教員など教育の専門家だけの判断に偏ることのないよう、教育委員を通じて広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度となっております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） では、組織の中身のことで、当町の教育委員さんは過去に学校に勤められていた方はいらっしゃるのですか。もし、おられない場合であれば、専門的な議論はどのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 現在おられる教育委員さんの中には教職員としての経験のある方はおられません。教育委員会の特性は、多様な属性を持った複数の委員の合議性により、さまざまな意見や立場を集約した中立的な意思決定を行うことであります。このため、教育委員の構成については、年齢、性別、職業に著しい偏りが生じないような配慮をいただいておりますとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないというふうになってございます。

現在の当町の教育委員につきましては、比較的年齢の若い人や女性の人にもなっていておりまして、年齢層の高い人や教職経験者に偏ることのない構成となっております。

各教育委員がそれぞれの立場から教育に対する思いや子育ての経験等から活発なご意見をいただいているところでございます。

なお、教育の専門的な部分につきましては、教職経験豊かな学校教育指導主事を置いておりますので、その者から必要に応じて説明を行っている状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） それでは、教育委員会の運営状況として、教育委員会会議、定例会の開催数、議決案件数とその内容、また、傍聴者数、請願、陳情の処理件数と内容をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 会議のうち、定例の教育委員会につきましては毎月1回開催をして

いるところでございます。この定例会議では、教育委員長や教育長の選出・任命、教科書採択や区域外就学等々、教育委員会の議決を要する議案のほか、公民館教室の開講でありますとか、文化財センターの企画展の開催など、教育委員会が所管する事務事業についての報告を行う中で、教育委員のご意見を伺って施策の執行に反映をさせているところでございます。また、教職員人事等、必要に応じて臨時で開催することもございます。

ご質問の教育委員会の定例会及び臨時教育委員会の開催数でございますが、平成22年度では12回、平成23年度では13回の開催となっております。その他、毎年10月に実施しております学校計画訪問でありますとか、県レベルや近畿、国レベルの教育委員研修、あるいは入学式、卒業式、運動会あるいは文化芸術祭、人権セミナー等に積極的にご参加いただいております。教育による諸課題や学校施設等の状況把握と研鑽を行っていただいているところでございます。

また、案件数でございますが、平成22年度では77件、平成23年度では128件となっております。平成23年度での主な内容といたしましては、斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部改正でございますとか、区域外就学あるいは学校計画訪問の実施について、または中学校の教科書、教科用図書の採択、通学路の安全点検、いじめ問題の対応とか、学校耐震工事について、あるいは青少年野外活動センターの運営、文化財センター特別展の開催等々でございます。

また、傍聴者でございますが、平成23年度では1名ございました。

請願、陳情につきましては、22年度、23年度はございませんでした。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今までの質問で、教育委員会の役割、組織の内容、運営状況はわかりました。では、今年度の教育委員会において、いじめ問題及び通学路の安全性について議論があったのか。あったとすればどのような内容で、それがどのように学校現場に反映されているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず通学路の安全についてのことにお答えをいたしますと、4月の23日の京都府亀岡市や、4月27日の千葉県館山市や、その日に起きた愛知県岡崎市、集団登校中の児童の列に自動車が入り込むなど、児童や保護者の死亡事故等が続いたところがあります。

当町では4月の24日に町立幼稚園、小・中学校に児童生徒の安全対策の徹底について指示を行いました。さらに、5月8日の校園長会におきましても、再度の指導を行い、徹底を

図っております。このことにつきましては、5月の教育委員会でご報告を申しあげる中で、ご了解をいただいたところであります。

また、6月・7月開催の教育委員会定例会において、毎年8月に実施しております通学路の安全点検の実施につきまして、今年度、平成24年度は道路管理者や警察も参加した点検となることから、その日程や実施方法について協議をしたところであります。

8月の2日には、教育委員、学校、保護者、道路管理の部局の職員でありますとか、西和警察署によりまして、町内を小学校区の3班に分けて合同の点検を行いまして、教育委員もそれぞれの班に入ってください、点検実施を行ったところであります。

11月の定例会におきましては、県が開催いたしました通学路安全点検検討会において協議をされております通学路の改善箇所でありますとか、方法について報告を行っております。教育委員からは、例年と違い道路管理の担当部局の職員でありますとか警察との合同点検によって、改修等の対応が早期にできるのではないかというご意見もいただいたところあります。

次に、いじめ問題につきましての協議でございます。

7月開催の教育委員会定例会では、いじめに対する学校の取り組み、そして8月と10月の定例会におきましては同じく、いじめに関するアンケート調査の結果でありますとか、その後の方向性について話し合い協議をしていただいております。そして、11月の定例会では、このいじめ問題の解決について、学校の取り組み状況等について報告をしたところでございます。その際、教育委員のほうからは、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、いじめを決して見逃さないという緊張感を持って取り組むこと。また、アンケートは継続して実施すること。そして保護者にも学校のいじめ対策の理解が必要であること。いじめを認知した場合は、迅速な対応と児童生徒への指導ができるよう、学校が丸となって取り組みを進めること。というご意見をいただきました。

これらの意見を反映させるべく、アンケート調査については、今まで年に1、2回でありましたアンケート調査の回数をふやしていく、また保護者への説明につきましては、授業参観でありますとか保護者懇談の機会を利用いたしまして説明を行うなどによって保護者にご理解をいただき、家庭と学校との連携の強化を図るなどの学校へ指導をしたところでございます。

また、先ほども申しあげましたが、教育委員には学校計画訪問において学校を視察していただきまして、校長の話を聞き、学校の施設や授業を視察するなどして、各学校の状況も把握していただいたところでございます。その際、気づいたことを挙げていただいております。

て、このことによりまして学校への直接への指導も行っていただいております。

いずれにいたしましても、教育委員会はいじめ問題だけに限らず、学校の状況を常に把握しながら、学校とともにいろいろな課題解決に向け、園児、児童、生徒を守ることを第一として全力を挙げて取り組む必要があるというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今後とも斑鳩の教育委員会は、各学校の状況を的確に把握していただき、ときには厳しい指導を心がけていただき、住民及び児童生徒が斑鳩で住んでよかった、学んでよかったと思えるようによろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、地域社会の生活における根幹をなす重要な社会保障、すなわち年金給付やまた医療・介護サービス、子育てや障がい者支援、さらには生活保護などの中で、特に地域では社会の変化に対応するため、問題や課題等について改善し進めていく必要があることから、まずは今回、主に子ども・子育てと介護の環境に関して質問をいたします。

まずは1番目の子ども・子育て支援と環境の充実についてであります。

現在、子どもを取り巻く環境は大きく変化する中で多くの課題を抱えております。子どもたちが夢と希望を持てる社会を築くことが政治の果たすべき重要な責務であります。

そこで、私ども、以前に子どもの幸福を最優先する社会を実現するため、子育てに関する悩みや、今後の子育て支援に望むことなど街頭でアンケートをとり、または訪問アンケートで保護者の方に子育て中の声をお聞きしました。

アンケートによりますと、子育てで一番悩んでいることは、やはり経済的負担であり出費が多いことです。その次に、子どもの教育に関してのことです。また、子育てに関する生活環境については、子どもが犯罪に遭わない環境をつくることや、歩道や信号がない通りが多く、交通の安全面での回答が多く寄せられています。

次に、今後の子育て支援に望むことについてお聞きしたところ、乳幼児医療やまたは保育料の負担軽減など、やはり子育てに出費が多いことが挙げられています。また、斑鳩町での子育て支援についての満足度については、ある程度満足しているとの割合が全体の約60%

で、満足していないが30%を占めております。

斑鳩町の子育て支援についての政策がある程度評価されたものとなっていますが、しかしまだ子育てについての課題が多く、安心して子育てしていくための施策を充実していかなければなりません。

国においては、先の通常国会で子ども・子育て関連3法が成立をいたしました。

これは、保育所、幼稚園、または認定こども園の充実など、子育て環境が充実することを目的とするものです。乳幼児の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援についての事業計画を立て、総合的に進めていくことが今求められております。

以上の要旨を踏まえまして、子ども・子育て支援の考え方を、3点について質問をいたします。

まずは1点目、来年度における子ども・子育て環境の充実についてであります。

斑鳩町では、子ども・子育てに関して多くの施策がされております。例えば、子どもの命と健康を守るための医療の無料化やワクチンの助成、また一般妊婦健診15回の助成、さらには本年の4月からは一般不妊・不育の助成を実施されております。しかし、子ども・子育てに関する政策は継続とともに新たな政策も必要です。

まずは、来年度における子ども・子育て支援の充実について、どのように考えられているのかお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいまご質問者もおっしゃっていただきましたように、当町におきましては、子育ての環境づくりあるいは子育ての支援策の充実といたしまして、中学生までの子どもの医療費を無料とするほか、子宮頸がん予防ワクチンやヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の全額助成、あるいは妊婦一般健康診査の15回の公費助成、幼児二人乗り用自転車の購入費用の助成、あるいは保育所の保育料額について国の基準の85%の軽減など、各種の子育て支援施策に力を入れてまいりました。

また、今年度からロタウィルスワクチンの予防接種費用の一部助成や、一般不妊・不育治療費の助成も実施しているところでございます。

これらの施策については、来年度も引き続き実施をしてまいりたいと考えております。

また、学校教育では、平成18年度から実施しております小・中学校の9年間を一貫して斑鳩の地域を学び、郷土を愛する心を育む道徳教育や、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指した英会話教育などの小中連携教育や、平成21年度より導入をいたしました1クラス30人学級編制などの斑鳩町独自の教育環境の充実にも努めております。

さらに、来年度からは権限移譲によりまして、未熟児養育医療や育成医療の給付、あるいは未熟児訪問を町が行うこととしておりまして、地域での子ども・子育てにかかるニーズを把握していく中、今後も子ども・子育ての環境づくりや制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長から答弁をいただきましたように、来年度も今まで同様に継続してこの子育て支援の充実に努めるといふこと、また新たな事業も開始されるということではなされております。

しかしながら、先ほど申しましたように、やはりアンケートの中でも数々のやはり子育て支援に対する課題等また要望等がございます。また、それについても今後取り組んでいかなければならない現状でございます。

次に、2点目の認定こども園の考え方について。

先の通常国会で、先ほど申しました子ども・子育て関連3法が成立をいたしました。認定こども園が国において、今後推進されるようになっております。これは先ほど、保育所、幼稚園、認定こども園の充実など、子育て環境の充実に努めることを目的としたものですが、町としては認定こども園の設置等に対する考え方と、また国との整合性についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 子ども・子育ての関連の3法がことしの8月22日に公布をされたところでございますが、その認定こども園に関する改正の概要を御見込みますと、これまで学校施設と児童福祉施設に分かれていた幼保連携型認定こども園を単一施設として認可すること、それから別々だった認定こども園、それから保育所、幼稚園の運営費等の共通化を図ること、それから保育の必要性を認定する仕組みが導入されることなどが挙げられております。

新しい幼保連携型認定こども園は、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校教育と保育を担う職員として新たに保育教諭等が置かれるということになります。

今後は、この新しい幼保連携型認定こども園を中心に施設整備がされていくものと考えておりますが、既存の幼稚園あるいは保育所からの移行は義務づけられておりません。本町における保育所、幼稚園が移行していくべきか否かを含め、幼保連携型認定こども園の設置について考えていくには、いまだ国の考え方がはっきりとしておらないところが多く、また教

育委員会との関係も明確に示されていないところでございます。

この子ども・子育て関連の3法の施行は、一部を除いて平成28年4月1日までの間で政令で定める日となっております。それまでには詳細な実施内容が出されるものと思われませんが、町といたしましては引き続き情報収集に努めるなど、認定こども園の設置については今後の幼稚園児数、保育所の児童の推移あるいは幼稚園、保育所を取り巻く環境について精査をいたしまして、また、国との整合性を図りながら考えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 国においては、やはり認定こども園を推進する中で、今後やはり国との整合性を図っていく必要が確かにあります。斑鳩町としては、この認定こども園については、将来の子どもの環境、どのような視点でどのような計画で描いていくのかということが重要になってくると思います。やはり、先ほどもありましたように、国との整合性を図ることが大事でございますので、そういった動向をまず見ていただきたいと思います。

そこで、3点目の質問でございます。子ども・子育て会議の設置ということで、国においては平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーとしては、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、また、子育て当事者、子育て支援当事者等と、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者が想定をされております。子育て支援の政策決定過程から、子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みをとっております。子ども・子育て支援法第77条において、市区町村において地方子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しておりますが、子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは、国のみならず地方においても極めて重要です。当町においても、子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者等をメンバーとする合議体制機関を新たに設置することが必要と考えますが、これらの点についていかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回、今年の8月22日に公布されました子ども・子育て支援法でございますが、この第61条におきまして、市町村は国の基本指針に則して教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や円滑な実施に関する、子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられております。

また、先ほど質問者がおっしゃいましたように、この法律の第77条におきまして、市町村は条例により合議制の機関を置くことが努力義務とされておきまして、その合議制機関に

おきまして認定こども園等の利用定員の決定、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、あるいは子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に必要な事項や施策の実施状況などの調査審議などを調査審議することとされております。

このようなことから、子ども・子育て支援計画の策定や施策の実施に向けて、この合議制機関の設置は必要であると考えているところでございます。

しかしながら、この法律の施行日が平成28年4月1日までの政令で定める日となっておりますことから、現段階では施行日が確定していない状況でありますことから、今後、この法律の動向や制度の詳細等を鑑みながら、合議制機関の設置の時期について検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回の子ども・子育て支援法の制定によりまして、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっております。

事業計画の期間は5年です。この事業計画の作成にあたっては、国の基本方針に基づき、子育て家庭の状況や、またニーズをしっかりと調査をし、把握することが必要です。

平成27年度からの本格施行に向け、事業計画を平成26年度半ばまでには策定するためには、平成25年度予算において事業計画策定に向けたニーズの調査のための経費を計上することが必要だと考えますが、答弁では今後、その制定、制度の詳細や動向を考えて、また整理をしていくとのことことです。時期については、現時点では確かに難しいと思いますが、今後、政府からの情報、県などの動向を見ながら、まずは子ども・子育て会議の設置に向けてを進めていくよう要望しておきます。

それでは、2番目の介護環境の充実についてでございます。

日本は今、人類が経験したことのない超少子高齢化社会へ突入をしております。人口に占める65歳以上の割合は23%を超え、2025年には高齢化率が30%を超えると予測をされております。しかも、要介護者は現在の約2倍の784万人にのぼると推計をされております。超少子高齢化社会における中で、老後の安心を支える介護基盤の整備をどう実現するのかが大きな課題であります。2025年を展望し、必要な介護サービスの基盤整備の目標を示す新たな介護ビジョンが必要です。介護への不安は、医療や福祉、年金など、複雑に絡み合っております。それぞれの分野で介護の手当てをすることが今求められております。

介護保険制度は、2000年の4月に創設されて以来12年、国民の間に広く定着をしましたが、その一方でサービス利用の大幅な伸びにより、介護保険の総費用も急速に拡大、

介護保険制度の維持・可能性を確保していくことが大きな課題となっております。また、介護制度をスタートさせたときは、家族に1人は介護できる人がいて、その介護を手助けすることが制度の目的となっていました。しかし現状は介護する家族自体がない、また、老老介護や、最近ではお互いに認知症になりつつ介護している認認介護、さらには子どもの数が少なくなって同居していない家族が介護する遠距離介護という言葉が生まれております。つまり、今の介護制度の前提である家族が介護できる環境が急速に変化し、12年間掲げてきた在宅重視の考え方を見直していかなければなりません。

さらには、要介護者や家族にとって深刻な問題は、1割負担であっても介護が重くなるにしたい、経済的に過度の負担となっております。また、要介護度が重いひとり暮らしの方や、訪問介護など、医療系のサービスを多く必要とするような人など、要介護度別に設けられたサービス上の上限額を超えてしまい、全額自己負担となるため、必要なサービスを受けられなくなり、高齢者の方にとっては年金受給額に対して過度なものとなっております。

2年ほど前に、私ども、介護の実態を把握するため、介護アンケート調査を実施し、介護現場からの多くの生のお声をお聞かせいただきました。その中でも、介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足という3つの不足に対する不安の声が多く寄せられております。高齢者の方が、住みなれた地域で必要に応じた介護サービスや施設を自由に選択、利用でき、介護に携わる人が希望を持って働ける処遇改善をすすめ、家族の負担が多大にならない、安心して老後を暮らせる社会が今求められております。

以上の要旨を踏まえまして、主に4点について質問をさせていただきます。

まず1点目の特別養護老人ホームなどの待機者の状況について。調査によりますと、高齢者の方が介護を受ける場所は7割が自宅で、潜在的には病院や介護施設よりも住みなれた我が家で介護を受け続けたいと願っている高齢者が多くおられます。しかし、さまざまな事情により、施設に入る高齢者の実態や、介護をする家族が精神的に限界に達してしまい、施設に頼る状況となり、在宅介護をどうしてもできない方は特別養護老人ホームなどの施設に入居申し込みをされていますが、実態は入居を申し込んでも常に数百人待ちでいつまで待っても入居できない特別養護老人ホームなどの待機者が多く入居できないとの声があります。また、調査では、介護施設に入居したいと希望をする方は約45%、在宅介護で希望されている方の42%を上回っております。

現在における特別養護老人ホームなどの待機者の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 待機者の状況というご質問でございますが、奈良県が実施しておりますこの特別養護老人ホームの待機者の調査によりますと、本町におけます待機者は、ことし4月1日現在、実人数で113人という状況でございます。

しかしながら、この待機者の中には、現時点では施設入所を考えていないものの、いずれ必要になるということから早期に申し込んでおられる方や、現在、老人保健施設や病院に入所または入院をされているという方もおられるということ、施設の関係者などから聞いているところでございます。

しかしながら、真に緊急的入所が必要な場合には、制度といたしまして優先入所制度が設けられていることから、申し込みを行う各居宅介護支援事業所は、その制度を活用して早期に入所できるように努めているとも聞いておるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この特別養護老人ホームの待機者については、確かに2年ほど前にそれを一般質問させていただきました。当時、報告を聞きますと、やはり減少傾向にあるということが報告されたわけですが、今回聞きますと、やはりまたふえてきているという傾向にあるような感じがします。これは、町でできるというよりも、やはりこれから県・国に対してこういった現状を、町の現状をやっぱり報告しながら、その態勢をとっていただくということが必要になってくると思いますが、この点について町はどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 先ほど申しあげましたように、県が実施しております待機者調査によりますと、奈良県全体では、この特別養護老人ホームの待機者は、ことし4月1日現在で7,502人という状況でございます。

町といたしましては、町村会等を通しまして、この解消について働きかけをしているところでございますが、今後も引き続き待機者の解消に向けて施設整備等、必要な措置を講じていただくよう県に働きかけていきたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。そのようによろしく願いいたします。

それでは、次の2点目の介護認定のあり方について。利用者や事業者から寄せられた意見では、介護保険申請から認定期間が長いため、早急にサービスを受けたい方が困っている現状がございます。また、介護保険適用までの事務が煩雑で時間がかかり、事務を簡素化して

スピーディーに使える制度に改善すべきであるとの声もいただいております。

当町においても、調査認定までどのぐらい時間がかかっているのか、また今後短縮できないのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この要介護認定につきましては、被保険者の方から認定の申請書を提出していただいた後、町の認定調査員により心身の状況等の訪問調査を行いまして、その結果とそれから主治医の意見書をそろえて、広域7町で共同設置しております介護認定審査会に提出いたします。その後、一次判定、コンピュータの判定でございますが一次判定と、それからこの審査会の二次判定を経まして、原則として30日以内に認定結果を被保険者に通知をするということとなっております。

認定には、この認定審査日程の調整、あるいは医師の意見書の返送も若干おくれがあるということから、また認定審査会での審査にもおくれが生じるということになることから、町といたしましてはできるだけ、少しでも早く認定結果が出るように事務を速やかに進めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先ほど申しあげましたように、やはり早急にサービスを受けたい方がやっぱり困っておられるという現状がございます。

しかしながら、認定にかかるその期間というんですか、やはり主治医の意見書がたくさんなかなか処理できないということも何かあるような感じもします。しかしながら、やはりこの保険制度が始まってからもう12年たちます。そういった短縮できないのかという声に対しまして、やはりできるだけ短縮できるような形で進めていただきたいと思います。30日という期限がございますが、果たして30日でしかできないのか、また場合によっては30日を超える方もあるとも聞いております。やはりそれらも早期に改善していただくよう、よろしくお願いを申しあげます。

それでは3点目に、レスパイトケアの充実。介護をする家族の方が、介護現場で精神的に限界に達してしまい、高齢者への暴力また介護放棄など、高齢者虐待につながるケースがふえつつあります。また、介護うつや老老介護も深刻になる中、介護者のレスパイトケアがさらに重要となっております。家族に休息を取ってもらうために、介護者の負担やストレスを解消するための充実したケアが必要です。

今現在、町としてどのようにこの件について取り組まれているのかお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 介護者のケアをどのようにしているのかというご質問でございますけれども、まずはこのレスパイトケアと申しますのは、在宅介護を担っている家族が休息や休養を取り、疲労をいやすために一時的に介護を代替し、リフレッシュを図ってもらうためのサービスということでございますが、現在の介護保険制度におきましては、短期入所生活介護、あるいは短期入所療養介護、あるいは通所介護、通所リハビリテーションなどがそれに当たるものとして実施されているところでございます。

また、家族介護者に対する支援といたしまして、家族介護教室を実施いたしまして、介護技術の習得だけではなく、介護者や家族の健康づくりやリフレッシュの機会となるよう、運動や調理実習等を取り入れております。さらに介護者同士の交流を図ったり、介護の大変さや悩みを共有できる場を提供することでストレスや疲労を緩和し、自宅での家族介護を続けることができるよう支援をしているところでございます。

さらに、家庭におきましては要介護4、5の方を介護されている介護者に対しまして、その介護者のリフレッシュ等に役立てていただけるよう、介護手当として月額5,000円を支給しているところでもございます。

そのほかに、身近な相談窓口であります福祉課でありますとか、あるいは地域包括支援センターなどにおきましても高齢者の暮らしや健康に関する全般的な相談だけではなく、介護者の相談や支援にも取り組んでおりますので、今後も引き続きレスパイトケアの充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） このレスパイトケアについては、いろんな角度からケアをしていく必要があります。特に心身のリフレッシュということでは大事な点がございしますが、やはり一面ではやはり、その心のケアということも見えないですけども、十分にしていくことが重要だと考えます。町においては、今報告されましたように、ある程度のいろいろとその事業を通してケアはされているものの、果たしてそれが当事者に対して本当に有効的になっているのかどうか、今後それがやはり調査をしていく、本人が今の事業に対して本当にケアされているのか、また本当に自分自身が望んでいるケアなのかということをややはり調査すべきだと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 先ほど答弁をさせていただきましたように、この通所介護で

ありますとか、短期入所生活介護などの介護保険のサービスや、家族介護事業等におきましてレスパイトケアに関するサービスを実施をしているところがございますが、ただいまご指摘していただきましたように、レスパイトケアが必要な介護者のご意見等をくみ取る必要があると考えておりますので、今後、家族介護教室の参加者でありますとか、あるいは短期入所生活介護利用者の家庭の状況等を客観的に把握しております介護支援専門員等から意見を聴き取り、その実態の把握に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 介護を受けている方にとっては、身近な介護者である家族が元気であることが安心につながります。また、このケアにつきましては、介護をする上において大きなポイントを占めております。今後、レスパイトケアに関する私の提案ですが、町としてもこういったレスパイトに関するセミナー等を開催していただければどうかということで要望しております。それにはつきましても、やはり有効的なレスパイトケアであっていただきたいと思っております。

次に4点目の福祉用具購入の受領委任払い制度の導入についてでございます。

平成12年4月からこの介護保険制度が始まり、12年が経過いたしました。これまで3年ごとの見直しで、規定に乗っ取ってその都度、制度等の見直しが行われてまいりました。人口に占める高齢者の割合が年々増加する中、介護保険サービスの受給者数が制度創設時の約2.2倍にふえております。介護保険を取り巻く状況は年々変化している状況です。

最近、制度上の改善として、福祉用具購入費用また住宅改修補助について、いわゆる償還払いだけでなく、受領委任払いを選択できるように努めてほしいとの声があります。

当町においては、この住宅改修のことについては受領委任払いはされているものの、しながら福祉用具購入の受領委任払いはされていないという現状がございます。

このことについて、町のご意見をいただきます。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この介護保険の福祉用具の購入につきましては、現在、償還払い制度で実施をしておるところでございます。

福祉用具等購入された場合、利用者の方が費用の全額をいったん負担していただいて、後で保険者であります町に9割分を請求していただくという仕組みになっております。

それに対しまして、受領委任払いは、利用者の方が福祉用具を購入した場合に、事業者へ9割分の受領を委任し、利用者の方は1割分の自己負担分のみを事業者へ支払うことだけで、

残りの9割分は事業者が町へ請求するという仕組みになっております。利用者の方が福祉用具を購入する中で、いったん全額を支払うことが困難であるという旨のご相談があった場合には、福祉用具販売事業者の承諾が必要となりますけれども、今後、受領委任払いの方法により対応してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 介護による経済的な負担が多くなるのが少しでも軽減できる方法としてこの受領委任払い制度が有効であると考えますので、そのように対応していただくよう、よろしく願いをいたします。

次に3番目の認知症の予防対策について。厚生省の推計によりますと、認知症の高齢者は2002年時点では149万人、2012年では305万人に上ります。この10年間で倍増しています。さらに、2025年には470万人に達する見通しであり、この数は65歳以上の高齢者の10人に1人が認知症という計算になります。

しかし、在宅療養中の認知症患者やその家族への支援体制は十分とは言えません。このため、精神科の病院への入院や、また平均2.7か月と長期化し、重度の認知症となり、家族が困り果て入院を求めるケースが多く、深刻な事態となっています。

認知症対策は国民的な課題で、早期発見、早期対応が求められております。

そこで、認知症の状況についてであります。現在と今後の斑鳩町における認知症高齢者の状況について、どのように認識されているのか、お伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 当町の認知症高齢者の状況についてというご質問でございますけれども、まず全国の介護保険の各保険者が実施した要介護認定調査を基に、国が平成22年度に推計した統計によりますと、認知症高齢者の人口は平成24年度で約305万人、平成32年で約410万人に達すると推計がされております。

この数値は65歳以上の高齢者人口に対する比率にいたしますと、平成24年度では約9.5%、平成32年では約10.2%となり、高齢者のうち約10人に1人が認知症になると推計をしているものでございます。

一方、本町の認知症高齢者の状況でございますが、要介護認定者等の主治医意見書等の状況を一部抽出いたしまして調査をいたしましたところ、国の推計と同様の傾向が見られたことから、本町におきましても認知症高齢者は65歳以上の高齢者のうち約10人に1人であるのではないかと推計しているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 町における認知症の把握は非常に難しいということですが、今後、認知症がふえつつある中、まずは認知症の状況を把握することが今後必要です。何らかの形でこの認知症の実態の把握に努めていただくよう、要望をしておきます。

そこで2点目の認知症の早期予防体制について。今後ますます認知症高齢者がふえていくものと考え、斑鳩町が実施している認知症予防対策はどのような状況になっているのか、また、本人はもとより、その高齢者を持つ家族に認知症に関する知識の普及が必要と考えますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 平均寿命の延伸によりまして、認知症高齢者が増加してきております。その予防が大事となっているところでございます。

認知症の予防には、軽い運動、人との交流あるいは音読、計算等が効果があると言われておりますが、そういった中、本町では認知機能低下を予防するための介護予防事業といたしまして、認知症について正しい知識の普及を目的とする認知症予防講演会と認知機能低下を予防するための脳トレーニングと運動・栄養等を取り入れた認知症予防教室を開催しているところでございます。

しかしながら、軽度の認知症の方は、日常の生活機能がほぼ十分保たれており、本人にも自覚もないことから、この対象者の把握は困難でございます。そこで、生活機能評価のための基本チェックリストによる対象者の把握に努め、それらの方に対して介護予防事業の活用により認知症の誘因となる閉じこもりや地域での孤立の予防と認知症の重度化防止に取り組んでいるところでございます。

認知症の多くは、脳の萎縮でありますとか、脳血管障がい、脳内血管性障がいによって引き起こされます。脳内血管性障がいは高血圧や糖尿病などの生活習慣病に起因する場合がありますことから、適切な食生活や運動などを心がけることが大切です。

このことから、保健センターではよりよい生活習慣を早い時期から身につけることができるよう、健康増進計画に基づきまして、健康教育を実施するとともに健康診査や脳ドック検診の受診勧奨を行っています。

認知症予防につきましては、本人だけでなく、家族や地域の方々など、幅広く認知症に対する正しい知識を持つことが必要であることから、これからもさまざまな機会を通して認知症の予防等に対する啓発を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 認知症は、やはり福祉と保健の両面において支援が必要となります。まずは、今、部長が申されました中において、生活の機能評価のための基本チェックリストですか、まずこれをやはり充実させていく必要があると考えます。特に、やはりおひとり暮らしの高齢の方の把握が必要であるかなと思います。

それと、やはり訪問支援をしていくことも認知症の早期発見につながると思いますので、この体制をまずはしっかりと踏まえてやっていただいて、またその充実を進めていただくことが、まずは認知症の対策につながると思いますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩いたします。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1点目には、職員の働かせ方や職員数の適正化についてということでお尋ねをしたいと思っております。この間、2005年に国が示した集中改革プランを基に、定員の適正化や給与の適正化、さらには民間委託の推進などを含む行財政改革が地方自治体に押しつけられてきました。斑鳩町でも定員適正化計画が策定され、職員数の削減が行われてきましたが、斑鳩町では想定外の職員の退職が相次ぐなど、計画以上に職員数が減ってしまっているというのが現状であると思われまます。そして、職員数が減り過ぎたことによってさまざまな弊害が生まれてきているのではないかとこのように心配をしています。

そうしたことから、今回、幾つかの私が危惧する問題について、町の見解をお尋ねしていきたいと思っております。

では、1点目の過度の残業に対する町の見解と今後の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 過度の残業に対する町の見解と今後の対応についてでございます。

残業に対する町の見解でございますけれども、残業につきましては総務そして財政や福祉部

門では、本町に限らず他の自治体でも多い傾向にあります。また、時間外勤務につきましては、それぞれの課の業務内容とその時期、また各種事業の実施等によって差がございます。

例えば、本年度でございましたら気象警報の発令による警戒態勢の配備が多かったことや、自主防災組織の設立などの防災関係業務、また地域の自主性や自立性を高めるための改革、いわゆる権限移譲の関係の事務、また町制65周年記念事業の事務、そして現在行っております衆議院議員選挙への対応などがあり、その関係からも時間外勤務はほかの課と比較をいたしましても、前年度とまた比較しましても多くなっているところがございます。

町としましては、ご指摘のように、極端に時間外の多い課や職員については危惧をしております。そのため、管理・監督者の指導のもと、職員のバランスや職員個々の職務遂行能力などを勘案しながら、適正な人員配置を行ってまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 部長おっしゃるように、特にことしの警報の発令なんかというのは非常に回数も多かったですし、またこれから今行われています選挙の開票なんかで遅くなるということで、職員さんに対応していただかなければいけない問題というのはありますので、どうしても発生するものはやむを得ないというふうに私も思いますが、昨年、予算審査のときにも討論で確認をさせていただきましたように、人によっては月に百数十時間という、厚生労働省が発表している80時間が過労死ラインですよという時間を大きく超えて残業をされている状況というのは、やっぱり職員さんの健康面にとって非常に心配されますし、やっぱり職員さんが体を壊してしまうと住民サービスの低下にもつながっていくということで、今、部長、これらを危惧しているというふう々に答えていただいていますので、今後につきましても過度の残業というのは解消していただきたい。解消していただくことと合わせて、これがサービス残業につながってしまうようなことになってはまずいと思いますので、その点についてはちょっと指摘をさせていただいて、今後の対応をお願いしておきたいというふうに思います。

そしたら2点目ですね。次に、職員の年齢による空洞化と業務引継ぎ問題に対する認識と対応についてお尋ねをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 職員の年齢による空洞化と業務引継ぎ問題に対する認識と対応でございます。

これにつきましては、質問者がおっしゃる趣旨としましては、採用等に空洞化ができていないのか、また、職員の人事異動等によって業務の引継ぎがうまく行われなかったの

ではないかというようなことだと考えておりますけれども、それに対しまして、当町では、一般事務職の採用につきましては採用しない年度が数年ありましても、採用試験の受験資格で年齢要件を学校卒業から数年間与えているというところから、職員の年齢構成による空洞化はほとんどないというふうに考えております。

また、人事異動等で課の半数以上の職員を一度に異動するようなケースで、その際に業務の引継ぎがうまく行われなかったというようなことかと思っておりますけれども、人事異動についての基本的な考え方といたしましては、例えば係長と係員がいれば、係長を異動させれば、係員はそのときの異動はさせない。そして新しい係長に業務をまた残った係員が指導して、次の機会の異動ではその係員を異動の対象とするなど、交互に異動をさせることで業務の引継ぎで住民サービスの低下を招くことのないように基本的に行われているところでございます。そういったことで、年齢による空洞化はなく、また業務のき継ぎ問題についても、そういう認識で対応しているということをご理解を賜りたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、人事異動の際の考え方についても、部長のほうから示していただきました。私、過去にそのひとつの課のうちで半数とか3分の1とかが異動になったという例もあったというような話をちらっとお聞きをして、今現在どうなっているのかなというふうに心配をしましたのでお尋ねをさせていただいています。

さらに、今後、やっぱり団塊の世代の方が退職をしていかれると、同じ年齢ですと何人かがまとめて退職をされるというようなことについても心配がありますが、その点についても、今、部長の答弁の中で対応をされていかれるのだろうというふうに感じております。

それともう1点、今、職員さんによってはいろんな係を兼務されている方、また、上下水道部でしたら、部長が課長を兼務されているといった状況が発生してきています。職員さんの数がやっぱり減ってきており、1人に対する業務量がふえてきているという点についても私は心配をしているんですが、そうした本来やっぱり上下水道部だったら課長を置いていただいて業務を行っていただくというのが本来の体制としてあるべき姿なのかなというふうにちょっと心配をしてるんですが、この点について町の見解をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 上水道課のほうで部長が課長を兼務しているということについてのお尋ねでございます。

これにつきましては、人事異動の際に業務内容や業務の進捗状況、また職員個々の職務経験等を考慮する中で、現時点では新たな課長職というよりも上下水道部長が兼務することが

適任であるということで判断したところであります。

当然、部長職と課長職の兼務につきましては、相当今よりも多くはございませんので、今後もそういった今ご指摘いただいたことも踏まえまして、人事異動等については考えていかなければならないと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長が兼務をしていただくのが適当だということで答弁されましたが、逆に言うと、課長をしていただけるだけの人材もないのかなというふうにもとれます。人員配置、いろいろ異動を単に調整するだけでやっぱり解決していく問題ではないというふうに思いますので、職員さんの人材育成と、あと、適正な定員数をどう今後改善していくのか、その点がやっぱり根本的な問題であるというふうに思いますので、今後につきましても人事異動とあわせて、こうした問題について町がどういうふうな考え方をもってやっていくのかというのは、私、こちらのほうとしてもしっかり見ていきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

そしたら3つ目の職員の減少により発生している問題の認識とその対応についてお尋ねをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 職員の減少により発生している問題の認識とその対応でございます。現在、職員の減少により発生している問題ということでは、先ほどご指摘いただきましたように時間外勤務等の問題があります。そのほかに職員のメンタル面での問題もあろうかと考えております。そういった問題につきましては、現在の社会におきましては、非常に働きにくい、また生活をしにくいということから、精神面での課題を抱えた方が多くなってきております。そうしたことから、一般の企業でもメンタル面の研修に留意をされているところでもあります。

このような状況下で斑鳩町としましても、職員のメンタル面での健康管理については産業医の先生による健康をテーマにした講演会の実施や、保健師や看護師によります職員の健康相談を実施しているところでございます。

またさらに、メンタルヘルス研修も実施しており、昨年度からは全職員が受講できますように2日間にわたり午前・午後の計4回を開催して開催機会をふやしたところであります。

また、さらにノー残業デーの徹底などにより、健康管理についても常に注意喚起を行っているところであります。

なお、そういった対応しているところでございまして、当然ながら職員にもそうしたこと

を認識していただいて、また実社会で生きていく力を身につけ、職務遂行能力の向上を図るための自己研鑽や意識改革にも努めるべきであろうかというふうにも認識をしております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 以前からこの問題についても指摘をさせていただいてきました。町のほうとしても体制はきちっととっているということで答弁をされてきていますが、今、ことは実際に休んでおられる、長期に休んでおられる方というのはおられないかなというふうに思うんですが、昨年とか、一昨年とか、職員さんが実際におられたと思います。体制はとれているんですが、それがほんとにシステムとして機能をしているのかなという点でちょっと心配をしています。

個々の職員さんのいろんなプライバシーの問題であったりとか、職員さん自身が別のところで係りつけのお医者さんに相談をされているということもありますので、いろんなケースで対応をしていかなければいけないというふうに思いますが、今あるシステムの中で、産業医さんがいて、あと、それ以外にどういった職員さんの健康面、精神面をサポートしていく体制があるのかということも、もうちょっと合わせて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） メンタル面での相談等については、やはり個人的なものもございましてなかなか難しいと思いますけど、今現在、毎月第3月曜日には保健センターの保健師等によります職員の相談日を設けております。その中で個々に相談をする職員もおります。

それよって専門的な医者へ行くようにとか、そういったアドバイスをしているところであります。以上です。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 奈良市なんかでは亡くなってしまう職員さんが出るなど、本当に追い詰められた方が過酷な状況になってしまっているという現状が、斑鳩町では幸いにして今のところ、現在そういうことはないというふうに思いますが、いろんなやっぱりサポート体制があって、職員さんが健康に働いていただいて、住民サービスを提供するということをきちっと維持・向上していただくためにも、町もそうしたサポート体制の充実についてはお願いをしておきたいと思います。

それと、冒頭に申しました定員適正化計画ですね。今、斑鳩町でこれまで推進してきた行革の中で、適正化計画が位置づけられていますが、当初、目標としていた人数を大きく下回ってきているということについては、これまで総務委員会などでも副町長のほうから職員数についてはふやしていくということについて方向性を示していただいておりますが、今、この

適正化計画自体が目標年度が過ぎている、そうしたことから今後きちっと充実をしていくということで計画で定めていって、そして計画的にふやしていくということが必要ではないかというふうに思うんですが、そこら辺の考え方について確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今現在、この定員適正化計画、質問者おっしゃいましたようにもう第2次の定員適正化計画は終了しております。その中で第3次の定員適正化計画を策定中でありまして、平成25年度から平成29年度までの5か年間を計画期間として考えております。

その中で真に必要な職員数の把握に努めているところでございまして、時代に即応した組織・機構の編成に努めますとともに、民間活力の活用や施設の適切な管理運営を行い、効率的な組織、機構の整備・運営を図ってまいりたいと考えております。このような中におきまして、今後必要と考えます職員数を採用してまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、計画の中でも位置づけるというふうにおっしゃっていただきました。ただ、私が思いますのは、これまでは国のほうから例えば5%やったら5%、職員数を削減しなさいという形でできた計画ですが、今後やっぱりそういう形であってはいけないというふうに思うんです。

何人が適正なんやというその基準はすごい難しいとは思いますが、私は今後この計画を策定していくにあたって、きちっと職員組合と話し合いをして、できれば合意も得る中で計画を策定していくべきではないか。今の職員が働いている状況なんかもやっぱり管理者の皆さんできちっとつかんでいただいて、計画を策定していったほしいというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 職員適正化の中で今、組合との関係、組合さんの要望等は、退職者について、その補充は必ずしてほしいということでございますから、大体、私どもの退職者が来年何名かということで、その範囲で私どもは5名程度採用すると、実質、6名か7名ぐらいは採用していくという方向でそれは変わりないと思えます。ただ、途中でやめられる方等がありますから、そこら辺の変動等、やっぱり今おっしゃっておられるように、やっぱりこれ財政が厳しいからということで削減をしてきた。ただ、やっぱりこれだけ、国がころころと変わってきたら、政策が、もう実にやっぱり末端の市町村の仕事はかなり多いです。だか

ら今おっしゃっているように、超過勤務手当とかそういうのが出てくると私は思います。だから、その対応がどうあるべきかと、私がいつも朝礼で申しあげるのは、特にやっぱり管理職の部長、課長、聖徳太子がおっしゃるように、役人はやっぱり朝早く出てきて、夜遅くまで勤めるというのはこれ、ひとつのモットーだけど、やっぱり管理職そのものがその現場に出てる職員を何人残していくのか、そういうことをやっぱりしていかなかったら、いつまでもおつたらええということじゃないわけですから。そういうことも十分やっぱりこれから朝礼でもいつも申しあげるように、やっぱり健康管理を考えたら、そういうことが一番大事だということを私は申しあげているんです。

だから、今、木澤議員がおっしゃるように、適正な管理等については退職される人員は確保するという事は、これはもう当然やっていきたいと思っています。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） はい、わかりました。今、町長のほうからも補充をしていくということで考え方も示されましたので、また今後具体的に計画が策定していかれる、いく段階でまたこちらのほうについても確認をさせていただきたいというふうに思います。

それでは2点目の質問に移らせていただきます。

2点目については、生活保護制度の利用についてということで挙げさせていただきました。

今、景気の低迷などから、働きたくても働けないという人がふえ、さらに高齢化が進むなどの社会状況から、生活保護制度の利用がふえてきていると思います。

生活保護は、その個人の世帯が生きていく上で最低限必要なものであり、日本国憲法第25条のすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、という国民の権利を国が保障するものであります。しかし、この間、国は財政の悪化を理由に生活保護の老齢加算や母子加算を廃止するなどの制度改悪を行ってきました。また、今後も増加が見込まれる生活保護受給を抑制するため、社会保障分野を聖域化せず、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図るということで、生活保護の抑制を行おうとしています。

ただ、現在、衆議院選挙が行われてますので、その後の新たな国会で状況が変わるという可能性もありますが、こうしたこの間の国の動向に対し、生活保護問題対策全国会議というのがありまして、その団体から今の日本は生活保護利用者がふえて当然の社会構造にあり、むしろ貧困の深刻化拡大に生活保護利用者の増加が追いついていないことこそ問題だというふうに指摘をされており、財政的見地から生活保護の抑制・削減を図れば、窮困者が餓死、孤立死するなど、そうした状況に追い詰められるというふうに指摘がされています。

こうした国の状況があるもとの、地方自治体として、住民の暮らし、福祉を守るためにど

んな役割を果たしていくべきかという点についても、町の認識を確認させていただこうという事で質問に挙げさせていただきました。

では、まず1点目の生活保護受給者の状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） まず、生活保護受給者の状況についてというご質問でございます。当町におきましては、本年8月末におきまして、生活保護受給世帯は126世帯、それから生活保護の受給人数は203人でございます。昨年の同月と比べまして生活保護受給世帯は3世帯、受給人数は3人の増となっておりますという状況でございます。

また、国全体におきましては、同じ時期、本年8月末時点でございますけれども、生活保護受給世帯は155万5,003世帯、それから生活保護の受給人数は213万1,011人となっております、これは昨年度の同月と比べまして、生活保護受給世帯で6万1,773世帯、それから受給人数で7万1,140世帯の増となっておりますという状況でございます。当町は、国ほどの増加率ではございませんけれども、ただいま質問者がおっしゃいましたように、まだ長引く景気の低迷の関係でございますとか、あるいは高齢化社会の関係で、年金の未受給の方が増加しているということもあげられまして、これは町においても国においても共通する増加要因であるというふうに推察しております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今確認させていただきましたように、国のほうではもう物すごい数でやっぱりふえてきていると。斑鳩町では国ほどではないですけども、やっぱり昨年の同月と比べると3件ふえていると。斑鳩町でもやっぱり今後、生活保護の申請・受給というのがふえていくという動向であると思います。こうしてやっぱり国民の中に社会的構造貧困が広がる中で、生活保護制度の活用をいかにスムーズにしていっていただけるかという、そういう立場で、町としても、地方自治体としても、窓口手続き等を行って行っていただきたいというふうに思うんです。それで、住民の皆さんからも声があり、毎年、住民団体のほうからも要望がされていますが、ぜひ、窓口申請用紙を置いて対応していただきたいという声がありますが、それに対して町のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 生活保護の申請用紙を窓口置くべきではないかということでのご質問でございますけれども、当町は社会福祉事務所は設置しておりませんが、生活保護の実施機関につきましては、奈良県の中和福祉事務所が実施機関となっております。

町といたしましては、相談に来られる方のその生活状況を聴き取りまして、生活保護を含

めて相談者が活用できるさまざまな制度を提示いたしまして、相談者の抱える問題の解決を図るよう努めるとともに、生活保護について相談者とそれらの実施機関であります中和福祉事務所の橋渡しを行うということにしております。

そのようなことから、生活困窮者の方が相談に来られましたら、まずその方と家族の状況でございますとか、あるいは経済状況をお伺いする中で、問題となることを明らかにしながらその解決策と一緒に考えさせていただいて、生活保護の適用が必要と考えられる場合に申請をしていただくという対応を今現在しているということでございます。

町といたしましては、相談者の方のプライバシーの保護はもちろん、相談者が相談しやすい環境をつくっていくことがまず大事であると考えておるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今の部長の答弁で言いますと、先に相談を受けて必要に応じて申請はしているということであったというふうに思います。私も、いろいろ相談を受けて、町のほうにも相談をさせていただいていました。そこで、生活保護の申請が通った人もいれば、棄却をされるという方もありましたが、いろいろな相談でどんな制度があってどんな対応ができるのかというところで、町のほうも対応をさせていただいていると思います。

ただ、本当に保護を申請したいという方が申請できないというような状況がないのかどうか、その点について心配をしています。

事業主体は県の福祉事務所であります。その窓口として、今、斑鳩町の職員さんが対応をされておられる状況ですね。私、町の職員さんが、別に、申請したいからというのを断ると、そんなことはしていないというふうに思います。ただ、じゃあ福祉事務所の県の職員さんはどうなのかという点で見ますと、私これまでに相談を受けて、福祉事務所の職員さんに来てもらって、実際に私もその場で立ち会って話をしてきました。その中で2件、最初は断られたけども、申請をしたら、生活保護の受給ができたというケースがあります、実際に。

1つは商売をされていて、毎月の売上げがこれだけですのでということで福祉事務所の職員さんが確認をして、保護の申請をするかどうかというところで返事がきたんですが、県の福祉事務所のほうからは、収入の3割程度は利益だと、商売をしていると。ですので、基準には合致しませんよということで断ってきたんです。ただ、私その後、商売人さんが相談を受けているそういう専門でやっておられる所に相談をしますと、今の日本の経済状況、今のというても私がその相談を受けたのは何年か前になるんですけども、その中で今、収入の3割が、地域の商店さんの利益になっているかというところ、そういう状況じゃないと。もう2割にも満たないような状況の中で、ほんとに利益が出ずに商売が苦しいと、生活もしていけない

という状況をやっぱり誤認もされていたということで、きちっと話をすれば、実際はそういうことですねと言って、生活保護の受給対象になったんですね。

もう1件は、相談をする中でお医者さんにかからないかんということもあって、その方は生活保護として申請をしたいというふうにおっしゃってたんですが、福祉事務所の職員さんは医療保護の申請を受け付けましょうということで、生活保護については難しいですよという話だったんです。ただ、私のほうも一緒にいて、いやいや、申請したいと言ってるので、一緒に審査してください、ということで申請をすると、月5千いくらかの生活保護費の受給が認められると、そういうケースが実際にありました。

町の職員さんは申請したい方を拒むというようなことはないと思いますが、実際に県の職員さんとの対応の中でそうした事例があります。ですから、私はきちっと窓口申請用紙を置いて申請したいと、その意思のある方がきちっと申請できて、それでその申請を受けた県のほうできちっとその審査を行っていくという、国民の権利をきちっと守れる体制をどうつくっていくのか、このことを充実させていくということが今求められているというふうに思います。ですので、その窓口になっている町のほうで申請用紙を置いて対応をしていただきたい。実際に審査をするのは県のほうであると思いますので、だから、それが適正かどうかというのは、県のほうで判断をされることだと。例えばそれが県のほうで何かそれができない理由があるのか、それがあんならきちっとお聞かせいただきたいですし、対応できないというのであったら、逆に対応できるように充実をさせていくということが必要であるというふうに思いますが、その点を踏まえて再度お聞きいたしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいま、質問者のほうからいろいろと事例を挙げておっしゃっていただきました。実際には、当然おっしゃっていただいたように、町の職員は相談者の内容を十分聞かせていただいた上で、社会福祉事務所のケースワーカーにつなげるという形でございまして、当然、相談の中でも一緒にケースワーカーも来ていただいて、中和福祉事務所のケースワーカーに来ていただいて、一緒に話をしていくということもあるわけですが、その中でやはり一般的な話ということで当初聞かせていただく中で、実際に申請書をあげて調査をするという形になるわけですが、調査した段階でやはりきちり生活保護がいけるかどうかということが判断されるわけですが、当然、申請が上がった段階できちりとした調査を行うということになるわけですが、事前にそういった対応と申しますか、そういうのを聞かせていただく、口頭で聞かせていただくという中で、中和福祉事務所のほうは、このケースの場合はちょっと難しいんじゃないかとかいうことは出

てくるかもわかりませんが、やはりその申請の意思をとめるというのは当然できませんので、これは当然、本人さんが申請されるということであれば当然申請をしていただくということになります。

申請書を置くことにつきましては、当然、その申請書以外にもいろいろ書類が必要になってまいります。例えば、収入の申告書でありますとか資産の申告書、あるいは誓約書等、ほかにもこの申請書以外にも必要な添付書類というのが必要になってまいりますので、それをすべて置くということがちょっとやはりスペース的にも難しいことでございますので、やはりきっちりと本人さんの意向も確認する中で、相談をしていただく中で、申請をされるという意思があれば、その時点で申請書を提示させていただいて出していただく。その中でいろいろな添付書類も必要になってまいりますので、そういった書類も書いていただくなかで対応していただきたいという考えであります。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 住民の皆さんから窓口にやっぱり置いていただきたいという声があるんです。必要な書類については相談に応じてお渡しいただく、全部置かないかんといいものではないと思いますけども、やっぱりここが相談窓口ですよと、申請書がここにありますよというふうな相談しやすい体制をつくる中で、今、やっぱりお聞きすると申請しづらいと、いろんな意識を持っておられる方がいまして、なかなか窓口で職員さんに直接声をかけづらいという方もいるというふうに話をお聞きします。そういう人に対して、ここが窓口ですよということできちっと示していただくのとともに、やはり申請用紙を置いていただくということが相談者にとっても相談しやすい環境になるというふうに私は思うんです。

いろいろ他の市町村、市のほうですね、私が確認している限りでは、窓口にきちっと申請用紙を置いて対応されているという所もございます。町のほうも、事業主体は県のほうですが、きちんと町として、その窓口対応として申請用紙を置いた対応をしていただきたいなというふうに思うんですが、最後、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいま質問者がおっしゃいましたように、確かに市では福祉事務所を持っておられますので、申請書を窓口においておられるという所も確かにございます。町のほうは当然、福祉事務所はございませんけれども、今現在、生活保護の申請だけではなくて、いろんな高齢の方の関係とか、障がい者の方の関係の申請もいろいろございますので、生活保護の申請書だけ置くということについては、今現在のところ考えておらないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この問題については、平行線で続いておりますので、また今後も議論していきたい、こちらも要望をしていきたいというふうに思います。

県との関係で、私が今、県の職員さんの実態ですね、これまであった例なんかもつかんでおりますし、私ども共産党についても県会議員がいますので、直接県のほうにも申し伝えていますが、町のほうからも、ぜひそうした実態を解消していただけていますように、申請者の意思を確認して、きちっと申請を受け付けるということをしていただけていますように、いろんな機会をとらえて県に伝えていただきたいというふうに思います。

そしたら3点目の質問に移ります。

3点目は鳩水園の問題について挙げさせていただきました。

この問題については、今年度の予算審査の際に、業者が入札を拒否してきたというところから、突然、鳩水園の運転業務ができなくなるのではという事態に陥って、現在、応急的には対応されているというふうに思いますが、今後の運営についてはどうすべきかという点できちっとした議論が必要だというふうに私は認識をしています。

この間、いくつかの場面で議員からの質問もあり、きのうも先輩議員が質問をされていました。町として、今後の方向性について見解を述べておられましたが、私自身、町が出そうとしている方向性でいいのかどうか、その判断がまだまだできないという状況です。そのため議論も正直不十分だというふうに思いますし、結論を出していけるだけの材料がまだ足りていないのではないのかというのが、率直な感想です。

そうしたことから、今回は基本的な点について一般質問でお尋ねをさせていただきたいと思います。では、ひとつ目の直営で運営した場合のメリット・デメリットについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この鳩水園の運転管理につきましては、昭和52年の稼働開始時から平成3年度末までは町職員によりまして直営で行っておりましたが、職員の人事配置の関係でございまして、あるいは効率的に良好な処理や運転管理を行うために、平成4年度より業者に委託をして、業者による運転管理に移行したということでございます。

ご質問の直営で運転管理を行った場合のメリットでございますけれども、民間委託と比べてまして突出すべき事項は特段ございませんけれども、デメリットといたしましては、専門的かつ高度な技術を持った職員の配置が必要であるということ、あるいは職員の人件費など、委託に比べてコストが高くなるということがあげられます。また、施設の緊急補修等の対応

については、民間委託の場合でしたら、迅速に対応が可能でございますけれども、直営の場合でしたら修理業者を呼んでからの対応ということで、初期対応がおくれるといったようなことが挙げられます。

このようなことから、鳩水園につきましては、昨日の一般質問にもお答えをさせていただきましたように、職員の人事配置の関係という点もでございますけれども、より専門的な高度な技術による適切な処理が必要である、住民に直接影響するような施設でございますので、やはり暫定的に処理もしていかなければならないということから、やはり随意契約でやはり契約をしてみたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、直営でいくとコストが高くなるということがデメリットだということ、あとちょっと1点気になったんですが、補修をする際に民間の業者に委託をしてみるとすぐできると、直営の場合だと修理業者を呼ばなければいけないということですが、今まで委託してきた、今、委託してる業者は補修もできる業者ということで委託をされてきたのか、何かこれまでの町のいろいろ見解を聞く中で、あれは改修というふうに言っていましたけれども、それとは区別をして考えて委託をしていくというふうにおっしゃっていたように思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 民間のほうに委託しておりますのは、当然、軽微なといいますか、簡単なメンテナンスとか、あるいは軽微な修理につきましては、この契約の中に含んでおりますので、そういった修理については民間に委託しておる業者のほうでやっていただくと。大規模な部品の交換でありますとか補修については、当然、入札をして業者を決定してるということでございます。ですから、職員が直営でやった場合には、そういったメンテナンス等ができにくいといいますか、すぐにできないということで業者を呼んで、そして対応していくという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは次に、2点目です。

県の流域下水道を利用するという方法、これまでに他の議員も質問をされていたかと思いますが、それをできるのかできないのか。そして、それが利用できた場合に考えられるメリット・デメリットについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず、県の流域下水道を利用できないのかというご質問の内

容につきましては、公共下水道事業に関連いたします内容でございますことから、私からご答弁をさせていただきたいと思っております。

ご質問の県の流域下水道の利用につきましては、6月の定例会におきましても他の議員さん方より同様のご質問をいただいておりますことから、そのときの答弁と重複をいたしますが、改めましてまたその内容をご説明をさせていただきます。

今現在、斑鳩町の公共下水道につきましては、奈良県の流域下水道施設を利用いたしまして、第一浄化センターにおきまして下水処理されている状況でございます。

そして、その施設を利用するためには、奈良県と協議が必要となっております。

奈良県では、し尿処理施設からの下水を流域下水道へ受け入れるために一定の基準を策定されており、運用されている状況でございます。その基準の主なものといたしまして、一つ目といたしまして浄化センターの処理能力に余裕があること二つ目といたしまして、し尿処理施設が予定処理区域、認可区域内にあること、三つ目といたしまして、放流水の水質は二次処理以上の処理をされ、下水道法に規定いたされております水質条件に適合していること、四つ目といたしまして、し尿の処理施設の設備が整うまでの暫定処置であること、五つ目といたしまして、第一浄化センターを利用する全ての市町村の了解を得ることなどがし尿処理施設から下水を受け入れるための基準と定められております。

この基準を満たしました後に、奈良県と協定書を締結いたしまして町より承認申請を行い、県の承認を受けまして、し尿処理施設の下水を公共下水道へ放流することが可能となっております。なお、承認期間は3年となっております、継続承認申請を3年ごとに行うこととなります。

また、流入同意後は、県に排水量に応じた処理費を負担することとなりまして、排水量300立方メートルまでが1立方メートル当たり58円80銭、300立方メートルから750立方メートルまでが1立方メートル当たり92円40銭、750立方メートル以上が121円80銭の単価により処理費を県に支払うこととなっております。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 流域下水道を利用できた場合のメリット・デメリットということのご質問でございます。現時点におきましては、先ほど上下水道部長から答弁いたしましたように、し尿浄化槽汚泥を公共下水道へ放流する場合、二次処理までが必要となります。

この流域下水道に接続した場合のメリットといたしましては、まず、鳩水園の施設について、二次処理までの施設維持管理となりますことから、その後の費用が要らないということからやや費用は軽減をいたします。しかしながら、二次処理までの施設の維持管理費用は必

要となりますことから、大幅な費用の軽減にはつながらないという状況でございます。

逆に、その流域下水道に接続した場合のデメリットといたしましては、鳩水園で二次処理した後に公共下水道に放流するという必要があることから、鳩水園である程度処理を二次処理までした汚水が、再び公共下水道でも処理をされるといったことから、汚水処理費の面で重複する部分が出てくるといったことが挙げられます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そしたら次に、3番の民間委託に対するリスクの認識と今後の対応について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 民間委託に対するリスクの認識と今後の対応についてというご質問でございます。

鳩水園の運転管理につきましては、直営で行う方法と民間委託による方法がございます。先ほども申しあげましたように、より専門的かつ高度な技術によります適正な処理と、それから人件費など、経営面におけます効率的な運営ということで、平成4年度より民間委託による運転管理を行っているということでございます。この鳩水園などの衛生処施設につきましては、住民生活にとって片時の停止も許されないものでございます。運転管理に失敗、誤りが絶対にあってはならない施設と考えているところでございます。

また、民間委託に伴って、ひとつの業者が同じ業務を継続することが困難となった場合に、代替業者がないといったような事態、あるいは行政の適切な指揮監督がなされず、適正な運転管理が行われなかったといった事態が生じないように努める必要があると考えております。

委託業者につきましては、複数の業者による入札も実施をしておりますことから、仮にひとつの業者が委託業務を継続できなくなったとしても、代替の業者で対応は可能であると考えておりますし、引継ぎの期間等が必要になってまいりますけれども、運転管理が滞ることはないというふうに考えております。

また、民間委託に伴って行政の意向に沿った適正な運転管理が損なわれることのないように、また突発的な故障あるいは運転誤りなどによって運転管理が滞るといったことがないよう、委託業者に指示あるいは連絡体制を密にしながら、効率的で適正かつ安定的な運転管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 冒頭申しあげましたように、今の段階で今、町が示す方向で随契をしていくということについて、それがいいのか悪いのかということが判断できないというふ

うな状況です。いろいろ質問もさせていただいて、直営だったらどうなのか、県の流域下水道を利用させてもらったらどうなのか、この辺についてもきちっとした資料を出していただきたいなど。そして、その根拠をできたら示していただきたいと思うんです。

もともと、随契でやっていたものを、透明性を確保するという事で入札に切りかえて、その業者が全部入札を拒否してきたと。それ以外に業者がないのかと思っていたら、別の所から業者がありますよと言うてきて、今度はそれと随意契約をするということについて、果たしてそれでいいのかどうかというの、いろんな材料を持ってやっぱり判断していくべきだというふうに考えるんです。私、いつ、担当の常任委員会でこのことが議論されるかなと思って見ていましたが、既に来年度の予算要望の時期にきています。

そうしたことから、やはり議会としても、きちっと来年度どうするのかということ判断をしていかなければいけないというふうに思いますので、できましたら担当常任委員会もしくは我々議員に対して、そうした根拠、資料などを提供していただいて、議論を尽くした上で結論を出していくべきではないかというふうに考えましたので、一般質問をさせていただいた次第です。このことにつきましては、担当課のほうに資料の提供等を要望しておきたいというふうに思います。

そうしましたら、次、4点目の質問に移らせていただきます。

4点目については、学童保育の問題について挙げさせていただきました。

これもこれまでに時間延長について、保護者から望む声があり、さらには今、保育園にお子さんを預けておられる保護者の方から、保育園を卒園するけども、学校保育はやっぱり6時半までなので、大阪まで勤務に行って帰ってくると、子どもを預かってもらえる身近なご両親もおられないということで非常に困っているということ、私どものアンケートの中で明らかにしてきました。そうしたもとの、町に対して時間延長の要望をさせていただいてきたんですが、前回お尋ねをしたときは難しいという状況であったと思います。その後、生駒市さん、先進的な市町村の取り組みなんかも紹介をさせていただいてきましたが、生駒市さんでは平成19年度から午後7時まで延長をされていると。平群町さんもことしの4月から学童保育については7時まで延長をされているということで、やはり私こういう状況を見て、今の社会状況の中で共働き家庭がふえて、お子さんを預かってほしいという状況が広まっていると思うんです。

斑鳩町を見ますと、保育園での入所の申し込みが非常にふえていると。出生率もふえていますが、子どもさんが生まれるという状況を超えて、お子さんを保育園に預けたいという状況がふえていることから、今後もですね、この学童保育についての時間延長、さらには申し

込みなどの需要がふえてくるというふうに思いますので、今後のことも踏まえまして、町の考え方を聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係につきましては、町も努力をしながら6時半まで時間延長をしているわけですが、考えますとやはりもう7時にはやっぱり食事をしなければ、やっぱり今一番、この子どもさんなんかの問題は、やっぱり食事がやっぱり不摂生と、学校の給食の場合は昼ありますけども、夜はなかなかできないということで、冷蔵庫の中で、お母さんがこしらえておったものとか、というよりもやっぱり小さいですから、まだ学童ですから。やっぱりそういうことを考えますと、やっぱり6時半が、私はやっぱり7時に延ばしたといたらまた7時半と、必ずそうやってまいりますからね。ある程度やっぱりここまで、6時半まで斑鳩町も努力しながらやってる、そういうことをやっぱり十分考えてやっていかなかったら。時間が遅くなったらええんだ、というよりも、やっぱりその子どもさんがどうあるべきか、やっぱり親と子の関係をやっぱりいかにうまく結んでいくことが、これからのやっぱり大きな問題で、私はあろうと思います。何でも預けたらいいということじゃなしに、私はやっぱり保育でも、やっぱり1歳までは育児休暇を取って、子どもさんをやっぱり面倒を見る、ある程度やっぱり社会へ復帰する場合は、やっぱり保育所に世話になるということになりますけれども、やっぱり今、3歳、4歳、5歳では、保育所もあるいは幼稚園もいろいろありますから、そういう点では人数的にはそんなに多いとか少ないとかいうことはありますけども、やっぱり今、3歳未満児が非常にふえてきておる、そういうことで小学校へ上がって来られる方が学童保育ということで、私は今、町としても、最大限の努力をしてやっぱり6時半までということできてますので、当分はそのままいきたいと思っています。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町長がおっしゃっていただいたように、子どもさんのやっぱり育児とか生活をどう守っていくのか、このことについて、家庭の役割と行政の役割というのがあると思います。そして家庭のほうで、今頑張っているけども、どうしても働かなければいけないと。その間、子どもさんを見てもらいたいという状況を、やっぱり行政はきちっと助けていくと、そのシステムをつくっていくということが必要だというふうに思います。今、町のほうもなかなか指導員さんのなり手がないうことで苦勞もいただいている状況がございます。その点についてはこれまでもいろいろ工夫、研究をしていただきたいというふうにお願いをしてきました。なかなか保育園の保育士さんも確保するのが非常に難しいという問題はあるかと思っています。ただ、町長の姿勢として、今後、当面は

このままというふうにおっしゃいましたが、ぜひ福祉の充実、これまでも町長頑張ってきていただいておりますので、親御さんたちだけではなかなか解決できない問題についても、きちんと行政のほうで、そうした家庭を助けていくという姿勢でもって、ぜひぜひ充実をしていていただきたいというふうに強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定いたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

10日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午前11時28分 散会）